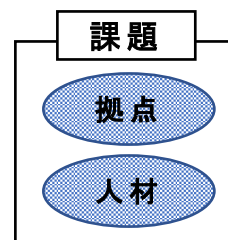


厚労省老健事業 厚労省老健局老健課、医政局地域医療計画課

- 医政局マターの拠点支援事業
- 老健局マターの在宅医療介護連携推進事業

その整合を
図っていくこ
とが重要



来年度は介護保険と医療保険との同時改定が行われ、医療計画では改めて在宅医療の拠点整備について言及される。

在宅医療・介護連携推進支援事業（推進支援事業）親会

「在宅医療・介護連携推進事業」におけるコーディネーター業務と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」での業務連携に関する調査研究事業（老健事業）子会

⇒ **検討委員会**

有効かつ効率的に機能できる方法を調査検討するもの

在宅医療に必要な連携を担う拠点とは

【設置主体】

・病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等

【求められる事項】

- ・地域の医療及び介護、障害福祉関係者による定期的な会議の開催
- ・在宅医療における連携上の課題の抽出及びその対応策
- ・退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援について関係機関との調整
- ・関係機関の連携による24時間体制の構築や多職種による情報提供の促進
- ・在宅医療に関する人材育成及び普及啓発

◆検討委員会開催状況(計4回の予定)

出席者: 検討委員会委員 柴内一夫センター長 ※センター職員はオブザーバー参加
(原則非公開で実施)

回	期日	開催手法	議題
1	令和5年7月20日	オンライン	1 「在宅医療・介護連携推進事業」におけるコーディネーターのあり方について 2 「在宅医療・介護連携推進事業」におけるコーディネート業務と「在宅医療に必要な連携を担う拠点」との連携等について
2	令和5年11月28日	〃	1 連携拠点へのヒアリング調査及び都道府県・市町村アンケート調査結果の報告について 2 検討の視点について
3	令和6年1月11日	〃	(詳細未定)
4	令和6年2月16日	〃	(詳細未定)

※連携拠点へのヒアリング調査について、北上市は10月3日に受けた。(オンライン)

◆都道府県・市町村担当者等研修会議

出席者[10/19]: 市長寿介護課2名、在宅きたかみ4名

[10/20]: 市長寿介護課1名、在宅きたかみ2名

回	期日	開催手法	プログラム
1	令和5年10月19日	オンライン	<ul style="list-style-type: none"> > 行政説明(厚労省老健局・医政局) > 基調講演①埼玉県立大学大学院教授 ②日本医師会常任理事 > シンポジウム「多職種による在宅医療・介護連携の更なる推進」 【シンポジスト】①東京都稲城市 ②埼玉県保健医療部 ③北海道在宅医療推進センター ④大阪市東淀川区医師会
2	令和5年10月20日	集合研修 (東京会場)	<ul style="list-style-type: none"> > アイスブレイク(厚労省老健局) > ミニレクチャー①滋賀県健康医療福祉部 ②新潟県医師会 > グループワーク「地域の実情に応じた事業マネジメントの検討」 ~4フェーズの視点で~ <p>※都道府県、市町村(委託先含む)の職員65名が参加。(別途大阪会場あり)</p>

◆岩手県保健医療計画策定に係る検討事項の調整

県南広域振興局保健福祉環境部より、北上市と北上済生会病院にそれぞれ説明があった。

【検討事項】

- ①在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ②在宅医療に必要な連携を担う拠点

国からの指示で2次医療圏に少なくとも1つは位置づける必要がある

岩手県保健医療計画の作成

3 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

- 在宅医療の提供体制に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）の整備に向けて、**自ら24時間対応体制の在宅医療を提供**するとともに、**他の医療機関の支援**も行いながら、医療や介護、障害福祉の**現場での多職種連携の支援**を行う病院・診療所を、在宅医療において積極的役割を担う医療機関として医療計画に位置付け。
- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において**在宅医療を担っている医療機関**の中から位置付けることを想定。
- 在宅医療において積極的役割を担う医療機関は、目標を達成するため以下のいずれかの取組事項を行う。

(1) 目標

- ①在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと
- ②多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと
- ③災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと
- ④患者の家族等への支援を行うこと

(2) 目標達成に向けた取組事項

- ①医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ②在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ③臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ④災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ⑤地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること
- ⑥入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと

疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について（令和5年3月31日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）より一部抜粋

(2)目標達成に向けた取組事項の①から⑥のうち1つでも実施している、又は実施予定の医療機関を岩手県保健医療計画に位置付けたい。

北上済生会病院及び北上医師会に説明し、希望照会した。花巻市、遠野市、西和賀町にも別途照会し取りまとめ中である。（12月末までに承諾可否を確認する）

令和6年1月に開催予定の「第2回岩手県中部保健医療圏地域医療推進会議」に諮り、県庁医療政策室に報告することとしている。

4 在宅医療に必要な連携を担う拠点

- 在宅医療の提供体制に求められる4つの医療機能（退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）の整備に向けて、各地域の実情に応じた連携主体となる市町村、又は地域医師会、保健所、医療機関等を、在宅医療に必要な連携を担う拠点として医療計画に位置付ける。
- 在宅医療に必要な連携を担う拠点は、目標を達成するため以下のいずれかの取組事項を行う。

(1) 目標

- ①多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること
- ②在宅医療に関する人材育成を行うこと
- ③在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと
- ④災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

(2) 目標達成に向けた取組事項

- ①地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的で開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ②地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ③質の高い在宅医療をより効率的提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ④在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ⑤在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

(2)目標達成に向けた取組事項の①から⑤のうち1つでも実施している、又は実施予定の拠点を岩手県保健医療計画に位置付けたい。

岩手中部医療圏内の4市町に再説明会を実施し、拠点としての位置づけについて承諾の可否を確認したい。(令和5年 11月 15日)

医療計画に位置付ける拠点の承諾書送付 (令和5年 12月 1日)